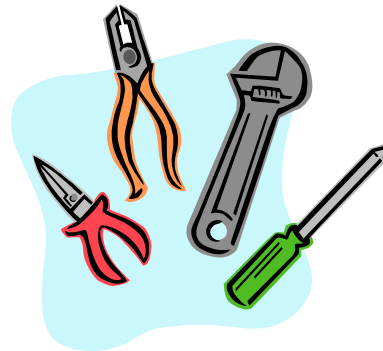
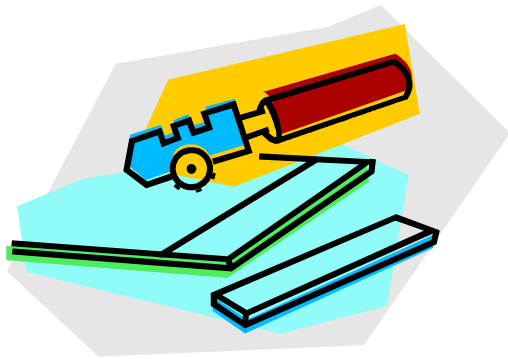


小田原市内の事業者の方へ

# 小田原市小規模修繕業者登録制度 申請のご案内

1 小田原市が発注する30万円以下の規模の小さい施設修繕を対象とした登録制度です。

2 簡単な手続きで登録できます。



小田原市契約検査課

# 小田原市小規模修繕業者登録制度について

## 1 目的

この登録制度は、市が発注する小規模な修繕工事（30万円以下のもの）の受注を希望する市内の事業者の方を対象に、簡単な手続きで登録していただき、受注機会の拡大を図ることを目的としています。

## 2 登録できる方

- (1) 小田原市内に主たる事業所を置く法人事業者(組合等の団体を除く)又は本市に住所を有する個人事業者
- (2) かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定を受けていない方
- (3) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でない方
- (4) 希望業種を履行するために資格等が必要な場合、その資格等を有する方
- (5) 小田原市の税金を滞納していない方
- (6) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当しない方

## 3 対象となる修繕

1件が30万円以下の修繕のうち、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもの

## 4 登録受付期間及び申請場所

令和4年（2022年）7月1日(金)から同月29日(金)まで

(土・日曜日及び休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時)

※ 期間前の更新申請は受付できませんので御承知おきください。

小田原市役所 4階 総務部契約検査課契約係 窓口

※上記期間後は、随時申請受付となります。

土・日曜日及び休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時

申請は毎月15日締め切り（土・日及び休日に当たる場合はその翌開庁日）、

翌月1日より名簿登載

## 5 登録方法

「小規模修繕業者登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入押印のうえ、以下の書類を添付し、契約検査課契約係窓口まで提出してください。記入に際しては、最終ページの記入例を参照してください。

<添付書類>

- 1 暴力団員等調査同意書及び役員名簿（様式第2号）
- 2 小田原市税完納証明書（写し可、令和4年（2022年）6月24日以降発行のもの）  
※未納がある場合は発行されません。  
なお、市税納付後3週間以内に証明書を交付申請する場合は、申請窓口にならず領収証書原本（口座振替の場合は記帳した振替口座の通帳）を持参してください。
- 3 登録希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、許可証・免許証等の写し

## 6 登録の有効期間

登録名簿登載の日から令和6年（2024年）8月31日まで

## 7 登録業種

履行可能な業種を5つまで登録できます。（小規模修繕の業種及び細目を参照）

## 8 登録者の取扱い

この登録申請をした方は、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、「小規模修繕業者登録名簿」（様式第3号）に登載し、本市の担当課が小規模な修繕を発注する際の選考対象となります。ただし、見積合わせや契約を約束するものではありません。

登録者名簿は、本市の担当課に配布するとともに、ホームページ等での閲覧により一般にも公開しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

## 9 登録事項の変更等

申請事項に変更等が生じた場合は、「小規模修繕業者登録変更等届出書」（様式第4号）により、遅滞なくその旨を届け出てください。

また、登録を廃止する場合にも、当該申請書により、届け出てください。

## 10 法令等の遵守

この制度に基づく契約の履行に当っては、関係法令及び小田原市契約規則の遵守をお願いします。

登録者に、不正・不誠実な行為等があった場合、登録を取り消すことがあります。

## 11 契約保証金

この制度に基づく名簿に登載された方との登録業種に関する契約締結に際しては、契約保証金を免除します。

## 12 審査結果の確認

審査結果は、小田原市ホームページに公開される「小田原市小規模修繕業者登録名簿」によりご確認ください。

## 13 その他

(1) 小田原市に支払金口座登録（債権者登録）の手続きをしていない方は、これをご登録いただくと支払時の手続きがスムーズになります。

※支払金口座登録（債権者登録）の窓口は出納室になります。

(2) その他ご不明な点がございましたら下記連絡先までお問合せください。

(連絡先)

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市総務部契約検査課契約係

電話 0465-33-1326

FAX 0465-33-1284

業種はこの表から番号で選択してください

小規模修繕の業種及び業種細目表

修繕の業種	業種細目
1 土木	01 側溝修繕 02 その他
2 大工	01 大工 02 造作
3 左官	01 左官 02 モルタル 03 モルタル防水 04 吹付け 05 とぎ出し 06 洗い出し
4 とび・土工・コンクリート	01 とび 02 ひき 03 コンクリートブロック据付け 04 掘削 05 盛土 06 コンクリート打設 07 土留め 08 道路付属物設置 09 外溝
5 石	01 石積み 02 石張り
6 屋根	01 屋根ふき
7 電気	01 構内電気設備 02 照明設備
8 管	01 冷暖房設備 02 冷凍冷蔵設備 03 空気調和設備 04 給排水・給湯設備 05 厨房設備 06 衛生設備 07 浄化槽 08 水洗便所設備
9 タイル・レンガ・ブロック	01 コンクリートブロック積み 02 コンクリートブロック張り 03 レンガ積み 04 レンガ張り 05 タイル張り
1 0 鋼構造物	01 鉄骨 02 屋外広告
1 1 ほ装	01 アスファルト舗装 02 コンクリート舗装 03 ブロック舗装
1 2 板金	01 板金加工取付け 02 建築板金
1 3 ガラス	01 ガラス加工取付け
1 4 塗装	01 塗装 02 路面表示
1 5 防水	01 アスファルト防水 02 モルタル防水 03 シーリング 04 塗膜防水 05 シート防水 06 注入防水
1 6 内装仕上	01 インテリア 02 天井仕上 03 壁張り 04 内装仕切り 05 床仕上 06 たたみ 07 ふすま 08 防音
1 7 機械器具設置	01 機械設置 02 舞台装置設置
1 8 電気通信	01 電気通信線路設備 02 電気通信機械設置 03 放送機械設置 04 データ通信設備
1 9 造園	01 植栽 02 地被 03 景石 04 公園設備 05 園路
2 0 建具	01 金属製建具取付け 02 サッシ取付け 03 金属製カーテンウオール取付け 04 シャッター取付け 05 木製建具取付け
2 1 その他	その他の場合は許可、免許欄を使って具体的に業種細目を記入してください。

※ 申請書の希望業種と希望業種細目は、この表の番号を記入してください。

※ 業種細目は複数選択可能です。

**【記入例】**

**様式第1号**（第4条関係）

小規模修繕業者登録申請書

窓口への提出日

令和 年 月 日

契約書等に使用する印を押印。スタンプ印・会社印のみは不可。  
(債権者登録と同じもの)

小田原市長 宛

申請者 住所 小田原市荻窪300  
 商号又は名称 有限会社 小田原城ガラス店  
 代表者名 代表取締役 小田原 松太

小田原

小田原市が発注する小規模修繕契約について、登録を申請します。この申請書及び添付書類のすべての記載事項は真実と相違なく、また私は成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者には該当しないことを誓約いたします。

住所又は所在地	〒250-0042 小田原市荻窪300
ふりがな	ゆうげんがいしゃ おだわらじょうがらすてん
商号又は名称	有限会社 小田原城ガラス店
ふりがな	だいはょうとりしまりやく おだわらまつた
代表者職・氏名	代表取締役 小田原 松太
電話番号	0465-〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	0465-〇〇-〇〇□□
創業年月日	昭和 平成 令和 2年5月5日
自己PR (任意記入)	(例)30年間で市内でガラス店を営んでいます。ガラス交換等 すばやく誠実に施工いたします

法人の場合は商業登記簿に記載された商号。個人の場合は通常使用している屋号等がある場合はそれを記入し、ない場合は無記入。

法人の場合は代表者の職名と氏名。個人の場合は通常使用している「代表者などの名称のある場合は記入。

記入の有無は自由です。

- ※ 1 印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。特に個人事業主の場合  
まいませんが、スタンプ印等変形しやすいものや三文判は使用しないでください。
- 2 法人の場合は社印ではなく、代表者印を使用してください。

登録希望業種

番号	希望業種 (番号)	細目 (番号)	許可、免許等を有する場合、その種類名称等
1	12	01	許可、免許等を有する場合は、その写しを添付
2			
3			
4			
5			

別表の番号を記入してください。5業種以内であれば、内容の制限はありません。「21その他」を選択された場合は、許可免許欄を使って具体的にその内容を記入。

※別表「小規模修繕の業種及び具体例」を参考に5業種以内で番号を記載ください。

※修繕希望業種の欄を添付してください。  
<添付書類>

※申請書等（新規登録用・変更届出用）は、小田原市ホームページからもダウンロードできます。

実績（任意記入）

工事名	工事の概要
〇〇小学校正面玄関ガラス交換	平成〇〇年〇〇月〇〇日破損により正面玄関の強化ガラスを2枚交換。
	<div data-bbox="1093 315 1469 421" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     記入の有無は自由です。                 </div>

様式第2号 (第4条関係)

暴力団員等調査同意書及び役員名簿

年 月 日

小田原市長 宛

申請者 住所 小田原市荻窪300  
 商号又は名称 有限会社小田原城ガラス店  
 代表者名 代表取締役 小田原 松太 印

次の役員名簿に記載した者について、小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に該当の有無を調査するため、神奈川県警察本部に照会することに同意します。

役員名簿

役職名	氏名		生年月日	性別	住所
	カナ	漢字			
代表取締役	おだわら まつた	小田原 松太	M・T S・H ○○.○○.○○	男	小田原市荻窪300
取締役	おだわら まつこ	小田原 松子	M・T S・H ○○.○○.○○	女	小田原市荻窪300
監査役	かんさ たろう	監査 太郎	M・T S・H ○○.○○.○○	男	小田原市久野○○○
			M・T S・H		
			S・H		
			M・T S・H		
			M・T S・H		
			M・T S・H		
			M・T S・H		

法人の方は、商業登記簿に記載のとおり記入。  
 個人の方は、代表の方のみ記入。

※本調査において収集した個人情報は、小田原市小規模修繕業者登録申請の審査に使用し、その他の目的には一切使用いたしません。  
 また、収集した個人情報は、小田原市個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。